

一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送
事業に従事する自動車運転者の4週間を平均し1週
間当たりの運転時間の延長に関する協定書

みどり観光バス株式会社代表取締役 金木利夫と みどり観光バス株式会社
労働者代表 佐藤義一 は、「自動車運転者の労働時間等の改善
のための基準」(労働省告示)第5条第1項第4号ただし書きの規定に基づき、運転時
間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。
- 2 本協定により運転時間を延長する4週間は、~~7月5日から8月1日までの4週間、~~
~~9月2日から10月9日までの4週間及び9月27日から10月24日までの4週間とし、~~
それぞれの4週間の1週間当たりの運転時間は、~~7月5日から8月1日までの4週~~
間は 44 時間、~~9月2日から10月9日までの4週間は 45 時間、9月27日から~~
~~10月24日までの4週間は 44 時間とする。~~
- 3 本協定の有効期間は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、14日前までに
協議を行い、変更を行うものとする。

平成12年3月10日

みどり観光バス株式会社 労働者代表

佐藤義一印

みどり観光バス株式会社 代表取締役

金木利夫印